

【公開版】

提出年月日	令和2年1月24日	R1
日本原燃株式会社		

六ヶ所廃棄物管理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第16条：放射線管理施設

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

放射線管理施設について、事業許可基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業許可基準規則第 16 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業許可基準規則第16条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 4)

事業許可基準規則 第16条 (放射線管理施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>事業所には、次に掲げる ところにより、放射線管理 施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務 従事者を防護するため、 線量を監視し、及び管理 する設備を設けること。</p> <p>(解釈) 1 第16条に規定する 「放射線管理施設」とは、 放射線被ばくを監視及び管 理するための施設であっ て、放射線業務従事者の出 入管理、汚染管理及び除染 等を行う施設及び放射線業 務従事者等の個人被ばく管 理に必要な線量計等の機器 をいう。</p>	<p>(指針6)</p> <p>1. 作業環境における放射線被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の作業環境を監視、管理するため、線量 率、空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並 びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 (2) 上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は、適切な場 所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>2. 放射線業務従事者の個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため、適切な外部被 ばく管理機器及び内部被ばく管理機器を備えること。</p> <p>3. 管理区域の区分 再処理施設の管理区域は、線量率、空気中の放射性物質濃 度及び表面汚染密度の程度に応じて適切に区分し、適切な 出入管理等を行える設計であること。</p> <p>(指針9)</p> <p>1. 再処理施設の主要な箇所においては、線量率、空気中の放 射性物質濃度等の測定を行える設計であること。 4. 上記1, 2及び3に述べた施設内及び環境における放射線 監視については、事故時においても線量率、放射性物質濃 度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>変更なし</p>

第1表 事業許可基準規則第16条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 4)

事業許可基準規則 第16条 (放射線管理施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>(解釈) 2 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 平常時においては、廃棄物管理施設の周辺監視区域周辺において、事故時には放射線源、放出点、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において放射線量並びに放射性物質の濃度及び量を監視及び測定すること。</p> <p>二 平常時において環境に放出される気体、液体廃棄物の監</p>	<p>(指針9)</p> <p>2. 再処理施設から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、その放出状況、放射性物質の物理的あるいは化学的性状、放出管理の方法等を勘案し、適切な測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度を定め、適切な試料採取方法及び計測方法により、施設から環境に放出される放射性物質の濃度及び量の測定又は算出が可能な設計であること。</p> <p>3. 環境における線量率、放射性物質濃度等を監視するため、適切な環境放射線モニタリングが実施できる設計であること。</p> <p>4. 上記1, 2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については、事故時においても線量率、放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 具体的な環境放射線モニタリング計画の策定については、「環境放射線モニタリングに関する指針」を参考とすること。</p> <p>2. 環境放射線モニタリングの具体的な目標は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般公衆の線量を推定・評価すること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第16条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 4)

事業許可基準規則 第16条 (放射線管理施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>三 事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定)を参考とすること。</p>	<p>(2) 環境における放射性物質の蓄積傾向を把握すること。</p> <p>(3) 予期しない放射性物質の放出による周辺環境への影響の判断に資すること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第16条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4 / 4)

事業許可基準規則 第16条 (放射線管理施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>(解釈) 3 第3号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 管理区域における放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者が安全に認識できる場所に表示できること。</p> <p>二 監視及び測定される放射線量並びに放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示できること。</p>	<p>(指針6)</p> <p>1. 作業環境における放射線被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の作業環境を監視、管理するため、線量率、空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 (2) 上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は、適切な場所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>2. 放射線業務従事者の個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため、適切な外部被ばく管理機器及び内部被ばく管理機器を備えること。</p> <p>3. 管理区域の区分 再処理施設の管理区域は、線量率、空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度の程度に応じて適切に区分し、適切な出入管理等を行える設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>